

おわりに

今年度の市町村行財政研究調査会ワーキングは、立命館大学法学部米丸恒治教授（平成15年4月から神戸大学大学院法学研究科教授）を座長に平成14年7月に発足し、以来、精力的にワーキングを開催し、府内各地域の実情を踏まえた検討を重ねてきました。

この間、新たな住民自治組織の仕組みに関する検討が次第に注目を集めるようになり、地方制度調査会をはじめ、全国町村会や都道府県、市町村などでも様々な検討が始まり、注目を集める提言も発表されています。

こうした中、我々の研究では、現行の法制度の枠内でできる限りの工夫を凝らすことによって、すぐにでも導入が可能な仕組みを提案することを主たる目的としました。さらに、こうした現実的な提案に加えて、第9章では法改正をも視野に入れた提案にも及んでいるところです。

現在、地方制度調査会において「地域自治組織」のあり方が議論されているところであり、過日、中間報告が示されたところではありますが、本報告書で提案した内容がいささかなりとも新たな制度に反映されることを期待しております。